

令和5年度第2回沖縄県障害者施策推進協議会

第7期障害福祉計画及び
第3期障害児福祉計画の成果目標等について
(県成果目標)

-
- 1 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・1ページ
- 目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・・・2ページ
- 目標4 福祉施設から一般就労への移行・・・5ページ
- 目標5 障害児支援の提供体制の整備等・・・8ページ
- 目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に
係る体制の構築・・・9ページ
-

令和6年2月5日

沖縄県子ども生活福祉部
(障害福祉課)

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○ 目標1-1 施設入所者の地域生活への移行（国指針：6%以上）

令和4年度末の施設入所者数と比較した地域生活移行者の割合 92人/2,270人

4.1%

○ 目標1-2 施設入所者の削減（国指針：5%以上）

令和4年度末の施設入所者数と比較した施設入所者削減数の割合 95人/2,270人

4.2%

（単位：人）

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
現入所者数 （令和元年度末時点）	2,270	263	683	1,098	122	104
目標年度入所者数 （令和5年度末時点）	2,175	254	652	1,055	115	99
削減見込み目標値 （目標1-2）	95	13	30	44	7	-1
新規入所者数 （令和5年度末までの新規入所者数）	189	11	65	88	15	10
退所者数 （令和5年度末までの退所者数）	274	21	93	129	22	9
地域移行目標数 （目標1-1）	92	14	25	45	7	1

3年間平均32人/年削減
（R5からの4年間で平均24人/年削減）

3年間平均31人/年移行
（R5からの4年間で平均23人/年移行）

（目標1-1 参考：地域移行者数の実績）

（単位：人）

期 間	第1期計画			第2期計画			第3期計画		
	H17.10.1～ H19.10.1	H19.10.1～ H20.10.1	H20.10.1～ H21.10.1	H21.10.1～ H22.10.1	H22.10.1～ H23.10.1	H23.10.1～ H24.3.31	H24.4.1～ H25.3.31	H25.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31
地域移行者数	139	91	78	86	101	67	57	36	30
小計	308			254			123		

期 間	第4期計画			第5期計画			第6期計画	
	H27.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～ H29.3.31	H29.4.1～ H30.3.31	H30.4.1～ H31.3.1	H31.4.1～ R2.3.31	R2.4.1～ R3.3.31	R3.4.1～ R4.3.31	R4.4.1～ R5.3.31
地域移行者数	49	19	22	18	39	21	22	16
小計	90			78			38	

（目標1-2 参考：施設入所者の利用者実績）

（単位：人）

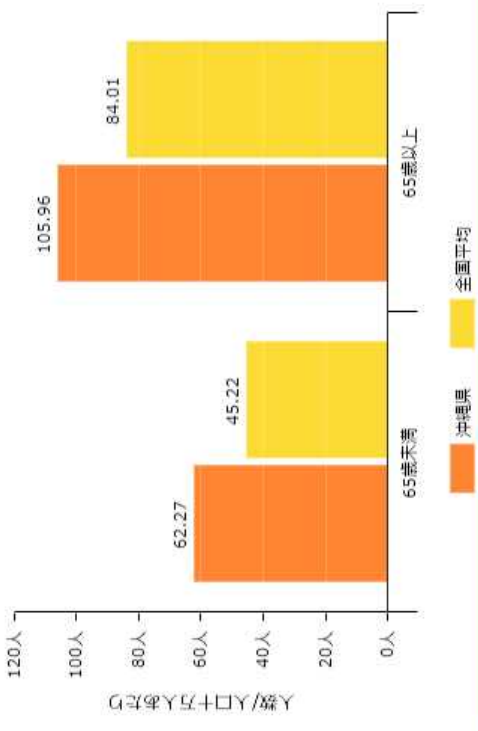
基準	第1期計画			第2期計画			第3期計画		
H17.10.1	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末
2,761	2,731	2,748	2,679	2,642	2,626	2,458	2,308	2,321	2,332
前年度比 削減数	30	-17	69	37	16	168	150	-13	-11

基準	第4期計画			第5期計画			第6期計画	
H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
2,332	2,314	2,316	2,293	2,276	2,288	2,281	2,319	2,262
前年度比 削減数	18	-2	23	17	-12	7	-38	57

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

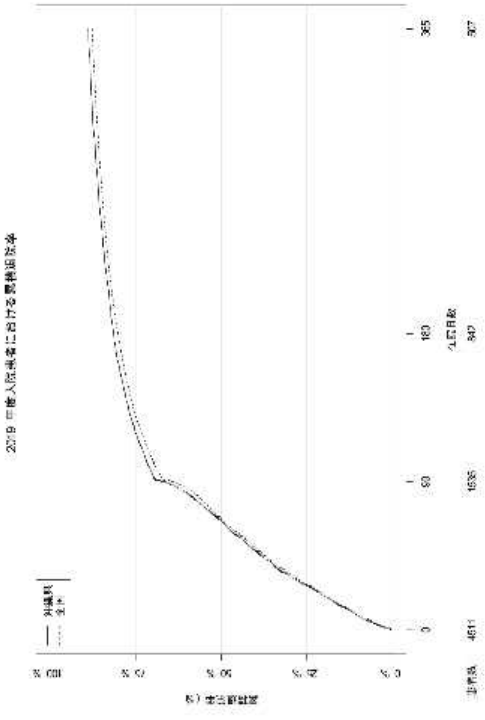
○ 目標2-1 精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を**325.3**日以上（国指針：**325.3**日以上）

長期入院患者数（人口十万人あたり）

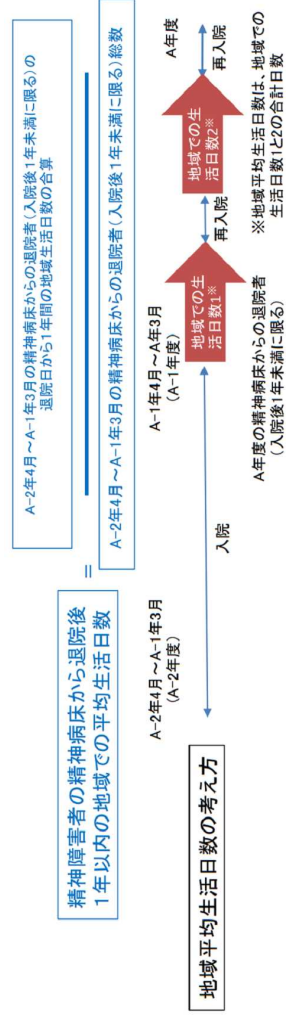
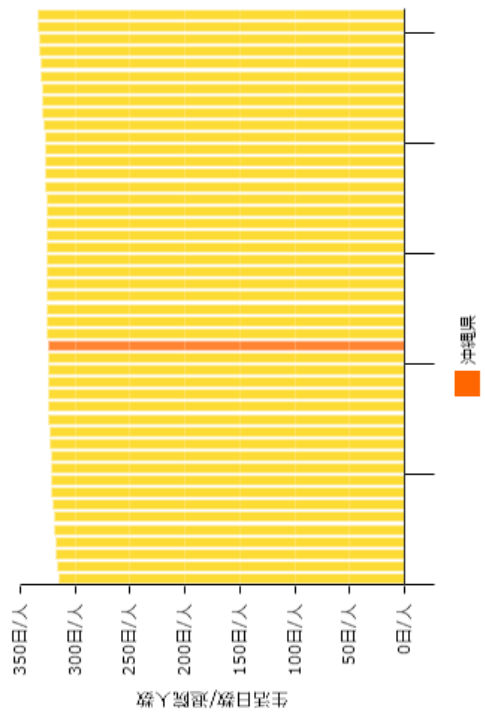


長期入院患者：入院から1年以上経過している、沖縄県民（＝沖縄県民に元住所のある方）の入院者数を表示しています。

退院率



精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数(全国での位置づけ)



※出典「地域精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)」

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 目標2-2 1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)(国指針:入院患者数をもとに県で定める係数(※)を用いて算定)

・65歳未満:729人

・65歳以上:1,432人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの進捗状況を評価する観点

⇒国が提示する推計式を用いて、各都道府県において、令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標を設定

※係数及び推計式について

下記①～②推計式を用い、(A)、(B)の係数については県知事が定めることとされている。

①65歳未満の一年以上長期入院患者数の推計式

認知症以外の65歳未満の年齢階級別推計患者数×認知症以外の政策係数(A)+認知症の65歳未満の年齢階級別推計患者数×認知症の政策係数(B)

②65歳以上の一年以上長期入院患者数の推計式

認知症以外の65歳以上の年齢階級別推計患者数×認知症以外の政策係数(A)+認知症の65歳以上の年齢階級別推計患者数×認知症の政策係数(B)

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 目標2-3 入院後3ヶ月時点の退院率 **68.9%**(国指針:68.9%以上)
- 目標2-4 入院後6ヶ月時点の退院率 **84.5%**(国指針:84.5%以上)
- 目標2-5 入院後1年時点の退院率 **91.0%**(国指針:91.0%以上)

	精神病床における入院後3, 6, 12ヶ月時点の退院率				
	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月		
	66.00%	81.30%	88.80%		
	106.00日				
	精神病床における新規入院患者の平均在院日数				
アウトカム	精神病床における急性期・回復期・慢性期入院患者数 (65歳以上・65歳未満別)				
		急性期 (3ヶ月未満)	回復期 (3ヶ月以上1年未満)	慢性期 (1年以上)	合計
施設所在地	65歳未満	561人	392人	930人	1,883人
	65歳以上	554人	590人	1,573人	2,717人
患者所在地	65歳未満	558人	391人	925人	1,874人
	65歳以上	553人	590人	1,574人	2,717人

施設所在地： 沖縄県内の精神科病院における入院者の数を表示しています。
患者所在地： 沖縄県民（＝沖縄県に元住所のある方）の入院者の数を表示しています。

※出典「地域精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)」

○目標2-1～2-5については、現在、保健医療部で策定している**第8次沖縄県保健医療計画**の見直しと共通の指標となる予定。
※国の基本指針で設定されている目標値を踏襲している。

目標4 福祉施設から一般就労への移行

- 目標4-1 福祉施設から一般就労への移行（国指針：令和3年度実績の1.28倍以上）

令和3年度の年間一般就労移行者数 201人（※） → 287人（R8年度末） 287人/201人 = **1.43倍**

※当該値は市町村の報告値の積み上げによる暫定値。正式な令和3年度実績は来月実施（見込み）の国の調査により把握する。

参考：令和元年度の年間一般就労移行者数 275人（275人→R4年度360人、85人の増、1.31倍）

（単位：人）

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
令和3年度の年間一般就労移行者数	201	4	79	117	0	1
R8年度の一般就労移行者数	287	9	118	155	2	3

3年間平均 95.7人/年増
（R5からの4年間で
平均71.8人/年増）

基準	第1期計画			第2期			第3期		
	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度実績	H25年度実績	H26年度実績	
H17年度実績	23	23	65	88	125	126	155	184	
前年度との差	0	42	23	37	1	29	29	60	

基準	第4期			第5期			第6期		
	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績
H26年度実績	244	241	209	282	285	275	173	201	360
前年度との差	-3	-32	73	3	-10	-102	28	159	

H19～H30実績平均 前年度比 17人増/年

- 目標4-2 福祉施設から一般就労への移行（就労移行支援事業）（国指針：令和3年度実績の1.31倍以上）

令和3年度の年間一般就労移行者数 105人（※） → 157人（R8年度末） 105人/157人 = **1.50倍**

※当該値は市町村の報告値の積み上げによる暫定値。正式な令和3年度実績は来月実施（見込み）の国の調査により把握する。

（単位：人）

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の一般就労移行者数	105	8	47	49	1	0
R5年度の一般就労移行者数	157	14	71	68	3	1

目標4 福祉施設から一般就労への移行

- 目標4-3 就労移行支援事業利用者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（国指針：全体の5割以上）
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合 51箇所/80箇所 = **63.8%** 5割以上

（単位：箇所）

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R8年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	80	6	20	50	2	2
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	51	5	11	33	2	0

- 目標4-4 福祉施設から一般就労への移行（就労継続支援A型事業）（国指針：令和3年度実績の1.29倍以上）

令和3年度の年間一般就労移行者数 55人（※） → 93人（R8年度末）

1.70倍

93人/55人 =

※当該値は市町村の報告値の積み上げによる暫定値。正式な令和3年度実績は来月実施（見込み）の国の調査により把握する。

（単位：人）

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の一般就労移行者数	55	2	13	36	4	0
R5年度の一般就労移行者数	93	7	26	53	6	1

- 目標4-5 福祉施設から一般就労への移行（就労継続支援B型事業）（国指針：令和3年度実績の1.28倍以上）

令和3年度の年間一般就労移行者数 48人（※） → 76人（R8年度末）

1.59倍

76人/48人 =

※当該値は市町村の報告値の積み上げによる暫定値。正式な令和3年度実績は来月実施（見込み）の国の調査により把握する。

（単位：人）

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の一般就労移行者数	48	3	17	22	5	1
R5年度の一般就労移行者数	76	7	27	34	7	1

目標 4 福祉施設から一般就労への移行

- 目標4-6 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

(利用者数の国指針：令和3年度実績の1.41倍以上)

(就労定着率の国指針：就労定着率が7割以上の就労支援事業所が全体の2割5分以上)

令和3年度1.43倍の就労定着支援事業利用者数 153人 → 219人 (R8年度末) 219人/153人 =

令和8年度末における就労定着率7割以上の就労支援事業所の割合 47.8% 22箇所/46箇所 = 2割5分以上

(単位：箇所)

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R3年度の 就労定着支援事業の利用者 数	153	2	69	80	1	1
R8年度の 就労定着支援事業の利用者 数	219	6	100	110	1	2
R8年度末の 管内就労定着支援事業所数 (見込み)	46	1	10	35	0	0
R8年度末の 就労定着率が7割以上の就 労支援事業所の数 (見込み)	22	1	6	15	0	0

(参考) 就労定着率8割以上の事業所の割合
 平成25年度 9箇所/87箇所 10.3% 令和4年度 20箇所/23箇所 87.0%
 平成27年度 18箇所/81箇所 22.2%

○一般就労移行者とは
 福祉施設(※)から一般企業等に就職した者(就労継続支援A型の利用者になった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。
 (※)福祉施設＝就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 目標5-2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

・聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、県では、令和8年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とします。

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 目標5-4 医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整す

・医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーデイネーターを配置する必要があることから、県では、医療的ケア児等コーデイネーター2人配置を目標とします。

県全体での協議の場

・医療的ケア児ワーキング（沖縄県障害者自立支援協議会療育・教育部会内）

県全体での協議の場における目標設定及び評価の実施回数

・年2回

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーデイネーターの配置人数

・2人

市町村ごとの協議の場その他の障害児支援に係る市町村成果目標については資料2・P4～P5のとおり。

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 目標5-5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるよう

・障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに県において、移行調整に係る協議の場を設置することを目標とします。

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 目標7-3 指導監査結果の関係市町村との共有

<国の基本指針>

・ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。

<県目標値>

・ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制は構築済

・ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数の見込みを1回/年